

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《一般財団法人神戸みのりの公社》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 指摘事項</p> <p>① 違算金の発生を減らしていくよう取り組むべきもの</p> <p>公社が管理している施設での売上について、売上データと現金在高の違算が発生することがあるが、施設ごとの事例は次のとおりであった。</p> <p>ア 神戸ワイナリーの事例</p> <p>売店での売上過不足（違算）が発生したときに備え、「売上過不足用小口現金」が置かれ、売上現金が不足した時はそこから補填し、過金が発生した時はそこにプールするという措置が取られている。</p> <p>また、売店の売上日報の様式では、レジの売上データの記入欄、実際の現金在高の記入欄、差引過不足額の記入欄が設けられ、常務理事まで決裁されている。</p> <p>これについて、次のような事例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 10 月 27 日の日報では、現金過不足がマイナス 9,631 円となっており、平成 30 年度中に発生した過不足の中でも特に大きな差異であった。</li> </ul> <p>これについては当時、担当スタッフに確認したところ、不足金額が多いため調査を行ったが、はっきりした原因が見つからず、受取金額 1,000 円のところ 10,000 円受け取ったと勘違いしたことによる不足であると思われる、とのことであるが、日報上ではそれに関する記載はなく、また、注意喚起など、どのような措置が取られたかの記載もなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 12 月 26 日の日報では、レジ 1 の売上金額の内訳として、現金 131,392 円、これに対し現金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違算金について、売上差異が発生した場合は、経過原因を調査し、しかるべき報告をし、再発防止策の検討、具体化とその実施というプロセスを繰り返すことにより、その発生を減らしていくよう努めるため、発生した場合の報告様式を各施設で統一し、違算金の発生を減らしていく方針とした。</li> <li>・ 売上の過不足の対応について、「売上過不足用小口現金」の設置を廃止し、振替伝票による修正処理を行うこととした。</li> </ul>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>在高 131,596 円で、過不足金がプラスの 204 円とされており、これに基づき当日の売上現金は 131,392 円、差額 204 円は過不足用小口現金にプールされていた。ところが、日報に添付されているジャーナルによると、現金売上は 131,596 円となっていた。</p> <p>これについて確認したところ、ジャーナルの確認間違いにより発生したものであると思われ、実際には過不足は発生していなかったと思われるとのことであった。</p> <p>イ 六甲山牧場の事例</p> <p>各売店等での売上過不足（違算）が発生したときに備え、「売上過不足用小口現金」が置かれ、売上現金が不足した時はそこから補填し、過金が発生した時はそこにプールするという措置が取られている。</p> <p>また、事業の内容に応じて、以下の日報が作成されているが、C, D, E の日報では売上データの記入欄、実際の現金在高の記入欄、差引過不足額の記入欄が設けられ、場長まで決裁されているが、その他の様式では差引過不足額の記入欄がなく、そこに記載されている売上金額は、過不足用小口現金で補正された後の（正しい）金額であった。</p> <p>A 六甲山牧場日報（以下の日報を集約したもの）  B 駐車場・入場営業日報  C チーズ館売店日報  D レストハウス売店日報  E ポニーセンター日報  F まきば夢工房（食）日報  G まきば夢工房（ウール）日報  H その他事業日報</p> <p>また、C, D, E の様式についても、次のような事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過金 9,000 円が発生しているのに、過不足金 0 円とされている事例（様</li> </ul>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>式 C H30.4.4)</p> <p>・過金 10,000 円が発生しているのに、過不足金 0 円とされている事例（様式 D H30.5.13)</p> <p>一方、不足金 10,000 円が発生し、様式上正しく記載した上で、考えられる原因について記載している事例（様式 D H30.9.22) や、不足金 10,000 円が発生し、様式上正しく記載しているが、原因等について記載のない事例（様式 E H30.8.13) など、取扱いが様々であった。</p> <p>ウ 平磯海づり公園の事例</p> <p>売上過不足（違算）が発生したときに備えた「売上過不足用小口現金」は置かれていなかった。</p> <p>売上違算の発生時の処理を確認したところ、過不足額に応じた売上修正で対応しているとのことであった。また、日報上、過不足額を記載する欄は設けられていなかった。</p> <p>売上修正した場合、「精算書」が出力され、日報に添付されている。修正自体は、割引事由区分の誤入力や、割引事由の後出し呈示への対応等で頻繁に起こりうることであり、それらの「精算書」が多く添付されている中、今となってはどれが売上違算に対応したものかわからないとのことであった。違算はそれほど多く発生しないとのことであったが、実際に年間でどれくらい発生しているか不明である。</p> <p>施設ごとの事例は以上のとおりであるが、売上違算が発生した場合、経過、原因を調査し、しかるべき報告をし、再発防止策の検討、具体化とその実施というプロセスを繰り返すことにより、その発生を減らしていくように努めるべきである。</p> <p>なお、売上現金の管理について、フルーツ・フラワーパークでは、「売上過不足用小口現金」は置かれていなかったが、過不足が発生した際には一般の小口現金を使って同様の処理がされて</p>		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>いた。</p> <p>売上額をあるべき金額で計上するためには、振替伝票にて修正すれば足りることであり、現金在高を修正する必要はないと考えられるため、振替伝票での修正により処理するべきである。</p>		
<p>② 協定書のとおり精算を行うべきもの</p> <p>ア 海づり公園の事例</p> <p>平成 30 年度神戸市立海づり公園指定管理者協定書によると、「乙（公社）は、年度終了後 4 月末までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲（本市）に提出しなければならない。」とされている。</p> <p>平成 26～29 年度分については、概ね 4 月末までに提出が完了していたが、平成 30 年度分の事業報告については、公社保管資料と本市保管資料の日付が異なっていた。</p> <p>公社保管資料のとおり報告書の提出を行っていた場合、本市の出納閉鎖期間に間に合っていない。修繕については精算の可能性があるため、協定書のとおり精算を行うべきである。</p> <p>イ 六甲山牧場の事例</p> <p>平成 30 年度神戸市立六甲山牧場指定管理協定によると、「乙（公社）は年度終了後 30 日以内に次の事項を記載した事業報告書を作成し、甲（本市）に提出しなければならない」とされているが、各年度の事業報告書の起案日が過去 4 年間すべて 5 月になっていた。指定管理料のうち、修繕に限っては精算の可能性があるため、協定書のとおり精算を行うべきである。</p>	<p>事業報告書の提出について、所管局と協議し、協定書どおり年度終了後 30 日以内に提出することとした。</p>	<p>措置済</p>
<p>③早急に賃貸借契約を行うべきもの</p> <p>神戸ワイナリーにおけるレストランは、令和元年 7 月 20 日にリニューアルオープンし、新たな民間事業者が経営を行っているところである。毎年、賃貸借契約が 4 月 1 日時点で結ばれているが、こ</p>	<p>賃貸借契約の遅延については、公社の事務作業の遅れによるものであり、ご指摘を受け 11 月に変更契約手続きを完了した。</p> <p>今後同様な事案発生時には、遅延なく</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>のレストラン賃料分については事業者が決まっていなかったため、本市との間で賃貸借契約がなされていなかった。しかし、7月20日のリニューアルオープン後も賃貸借変更契約（監査日時点（令和元年10月17日時点））行われておらず、賃料も納入されていなかった。早急にレストラン部分につき、公社と本市の間で賃貸借契約を行うべきである。</p>	<p>早急に対応していく。</p>	
<p>④製品・商品の在庫数量の差異を確認する仕組みを整備するべきもの</p> <p>平成30年度末における製品・商品の棚卸資料を確認したところ、在庫数量が記載されていたが、これについて実地数量と帳簿数量のいずれかと確認したところ、実地数量とのことであった。帳簿数量については、担当部署がデータとして保有しているとのことであるが、数量差異の発生について公社総務部まで共有され、把握している資料はなかった。</p> <p>定期的に、異常な差異が発生していないかどうかを組織として確認する仕組みを整備するべきである。</p>	<p>在庫数量については、実地数量と帳簿数量との異常な差異の有無について、総務部を中心に組織として確認できる仕組みを整備していくこととした。</p>	<p>措置方針</p>
<p>(2) 意見</p> <p>①文書の管理について</p> <p>平成30年度の郵便切手受払簿を公社本社事務所で確認しようとしたところ、事務所内整理の際に誤って廃棄してしまったとのことであった。</p> <p>一般財団法人神戸みよりの公社文書取扱規程第14条では、「文書は、常に整理し、紛失、盗難、損傷を防止するとともに、重要なものについては、非常災害時に際しいつでも持ち出せるように準備しておかなければならない。」とされている。</p> <p>また、第15条第2項では、「文書の保存種別は、別表のとおりとする。」とされ、別表では「郵便切手受払簿」の区分はないものの、最低でも1年保存である。</p> <p>文書の保管にあたっては、誤って廃棄することのないように管理されたい。</p>	<p>文書管理について、誤って破棄することの無いよう、複数の職員で確認を行うなど、公社文書取扱規定に基づき、適正に保管・管理を徹底していくこととした。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>②今後の会社の経営について</p> <p>平成30年度の経営状況としては、台風災害による六甲山牧場や海づり公園などの利用客数の減少、平成30年8月からの須磨海づり公園の休園などにより、受託事業の収益が落ち込んだ。災害復旧工事については、六甲山牧場やフルーツ・フラワーパークで令和元年度も継続して行われている。一方、六甲山牧場での年間パスポートの導入や海づり公園の夜間利用料金などの割引などさまざまな工夫が行われている。また、旧農業公園のレストランでは、令和元年7月から新しい事業者により新規オープンがされている。</p> <p>ワイン事業については、大量の在庫を抱えて厳しい時期があったが、全量買取りを中止するなど在庫縮減に取組み、平成20年度には収支黒字を達成している。現在も、海外輸出の増加やブランデーの販売などにより継続して収支黒字を達成しており、またよりよい原料を購入することにより、ワインの品質があがり、海外で神戸ワインがブランドワインとして、高値で販売されている。また、他ワイナリーに原料用ぶどうの供給を行っている。</p> <p>平成29年3月には民間資金を14億円借り入れることができ（毎年7,000万円を20年間返済予定）、平成30年度末については、12.6億円まで返済している。返済にあたっては、製品・半製品が約7.7億円、有形固定資産が約2.2億円等の資産がある他、海外輸出などの方向性も見出ししており、一定の目処が立った状況と言える。神戸市でも旧農業公園を活用した「食都神戸」交流拠点の創出のため、民間事業者からさまざまな意見を聞いているところであり、こうした手法を参考にして、公社においても改めて農業及び漁業の振興に資する事業を実施するという設立の目的に立ち返って、農漁業者にヒアリングを行うなどニーズを掘りおこし、新たな事業展開の検討をされたい。</p>	<p>今後の会社の経営については、生産者と一体となって神戸産ブドウ100%の品質の高いワインを製造することに努め、ブランド価値をより一層高め、収益性の向上を図るとともに、東アジアなどへの輸出の拡大による販売増や、高品質なワインの製造・販売に努める。また、製造量を抑制し、ワイン在庫の段階的な減少を図ることで、着実な借入金の返済を行っていく。</p> <p>指定管理事業である、六甲山牧場や海づり公園についても、提案した計画に基づき着実な事業運営を行っていく。</p> <p>その他、神戸市からの委託事業についても、神戸市と協議しながら堅実な運営を行い、農業及び漁業の振興に資する事業を実施するという設立目的に立ち返って、貢献できるよう取り組んでいく。</p> <p>公社の設立目的に沿って、JA兵庫六甲、神戸市漁協、押部谷果樹団地や花き協会とも連携を図り、農漁業振興の視点で、農漁業者のニーズ把握に取り組むなど検討していく。</p>	<p>措置済</p>